

令和7年度 第9回福島地方最低賃金審議会 議事録

日 時：令和7年12月12日(金)
9:30～10:50

場 所：福島テルサ あづま

出席者：(公)熊沢、竹田、橋本、元井、森谷

(労)塩澤、高橋、田崎、只野、松本

(使)安達、大内、金子、佐藤、鈴木

1 開 会

(会長) 定刻となりましたので、これより令和7年度第9回福島地方最低賃金審議会を開会いたします。

2 定足数の確認

(会長) 事務局より定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、委員の方全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

3 議 事

(会長) ありがとうございます。本日予定している議事について、事務局から説明をお願いします。

(室長) 本日予定しております議事は、特定最低賃金、非鉄金属製造業、電子部品等製造業、輸送用機械器具製造業及び計量器等製造業の改正の必要性の有無に係る審議・答申。同じく、改正の必要性の有無の審議で全会一致で必要性有りと結論が出た場合には、その後の手続等の審議を予定しております。

(1) 特定最低賃金改正の必要性有無の審議について

(会長) 審議の前に、労働者側から配布を希望している資料があるとお伺いしています。事務局は、配布をお願いいたします。

【労働者側資料配布】

(会長) よろしいでしょうか。この資料については、必要性審議において、業種ごとに労働者側から説明があると伺っております。

それでは、特定最低賃金の改正の必要性の有無について、審議することとします。ここで、審議に先立ち、労使それぞれ協議を行う必要はございますか。

(佐藤委員) 特にございません。

(田崎委員) 必要ございません。

(会長) それでは、審議を進めます。

非鉄金属製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、労働者側より御意見をお伺いします。

(田崎委員) 労働側委員、田崎でございます。私から非鉄金属製造業について主張させていただきたいと思います。

まず、お手元の資料、一番上にある令和7年9月分の福島県鉱工業指数月報、その下の令和6年度の福島県年次経済報告書になります。

まず令和6年度の資料、3ページでございます。3ページのレーダーチャートを御確認いただけますでしょうか。このように、令和6年度の個別の指標がございまして、特に製造業については生産活動の鉱工業生産指数、鉱工業出荷指数で示されているということがわかります。レーダーチャートで言うと、下の9のところ、その下の表で言うと、生産活動の8と9、こちらが広く製造業の部分が指数で示されているということでございます。

そして、68ページに、具体的に鉱工業生産指数、その業種がここに記載されています。その中においては、製造業、その下に鉄鋼業、右にいくと非鉄金属工業、金属製品工業、汎用・生産用・業務用機械工業、電気機械工業、情報通信機械工業、電子デバイス工業、輸送機械工業、そして次のページ、69ページにまいりまして、その他工業までが製造業の内訳ということでございます。

今、申し上げたいことは何かと申しますと、ここに記載されているこの産業は、製造業の中で間違いなく、福島県内の基幹産業であるということを述べさせていただきたいと考えております。そして、色を付けている部分ですけれども、現在、特定最賃申し入れをさせていただいているこの業

種が、ここに記載されている、そういうことを改めてこの場で共通の認識とさせていただきたいと考えております。

次に、26ページに戻っていただきたいと思いますが、下に、鉱工業指数についての説明がございました。鉱工業製品の生産量、出荷量、在庫量を基準年を100として、これで言うと令和2年が100で、指数化してるのでございます。好況時にはモノがよく売れ、企業が製品を増産するため生産、出荷とも上昇する、景気が悪化してくるとモノが売れなくなるため出荷の減少、在庫の増加局面を経て生産の減少に至るという、そういう指標ということを補足させていただきます。

次ページをめくっていただきて27ページの下の部分でございますが、ここでは、生産指数、出荷指数、在庫指数に対する、各業種の寄与度が掲載しております。非鉄金属工業は、そこにおいて、ある期間では総合指標を押し上げる、別の期間では総合指標を押し下げるといった形で、総合指標の変動に直接寄与している業種であるということは確認できます。この表に、非鉄金属が繰り返し登場すること自体、この業種が県経済の変動において一定の役割を果たしているということも主張させていただきたいと考えております。この資料については以上でございまして、令和7年9月分速報の資料になります。

まず、4ページの上段、色を付けているところがございます。前月比、季節調整済指標3.9%の上昇ということでございます。これが、鉱工業全体の生産指標が全体で3.9%上昇したということでございまして、5ページになりますが、非鉄金属工業については、対前月比13.7%で、寄与度は0.603%という数値が示されております。この数値も意味は単純で、非鉄金属工業が鉱工業全体の生産上昇を大きく上回ることから、そこに寄与しているということでございます。その3.9%の上昇に対して、これだけ寄与しているということを、数値で主張させていただきました。

以上のことから、素材産業である非鉄金属工業、電気機械、輸送用機械、金属製品、一般精密機器など、県内多くの大手の多くの産業に素材を供給する位置にございます。この構造は、これまで示してきました、金属製品、一般機械、電気機械、こういった主要産業の連鎖からも読み取れますし、

これらすべて、非鉄金属製造業が県経済動向に影響を与える重要な産業であるということ、そしてこの基幹性を維持して技能労働者を確保するためにも、この最低賃金の引上げが非常に大切なものであると考えております。

委員の皆様におかれましては、この資料に示された事実に基づきまして判断いただけますと幸いでございます。主張は以上でございます。

(会長) ありがとうございます。次に使用者側より御意見をお伺いします。

(鈴木委員) 使用者側委員の鈴木でございます。非鉄金属製造業について申し上げます。非鉄金属製造業は、自動車や船舶、航空機、産業機械など様々な産業に製品を供給する重要な産業であるということについては異論はございません。それは特賃の設定が必要な基幹産業であるのかどうかということについては別問題であるかと思いますが、重要な産業であると思っております。

一方、一部を除いて、この業界、小規模な事業者が相当多く、また従業員の作業内容も厳しいものがあります。ともすれば、実情としては、大手のメーカーさんなどが内製化のメリットを感じないような工程を見直されているという側面もあろうかと考えているところでございます。

また、鉱工業指数月報についても御説明いただきましたので、業況についても触れさせていただきたいと思いますが、鉱工業指数月報の10ページを御覧いただければと思います。業種分類ごとに生産指数が表になっております。非鉄金属工業を御覧いただきますと、原指数で4年5年6年の平均とありますが指数の方は近年ずっと下がってきており、また、単月で見ましても、先ほど言及された別なページでは前月比でプラスになっているようなところもございましたが、直近を御覧いただいても分かるとおり、指数的には80くらいの数字でここ2ヶ月は推移しているところでございまして、決して業界として好況とは言えない状況が伺えるかと思います。その上で改めて申し上げたいことは、今年も改正申出がありました。その申出が一部の事業者のみの合意によるものだということを申し上げたい。今回の改正申出についてはすでに資料の方で労働局さんからいただいています資料の193ページには合意するものの事業所別内訳、また229ページには特定最低賃金改正申出内容一覧表ということで提出いただいておりますが、そこから3つの特徴として申し上げたいことは、1つ目は、合

意事業所の適用労働者比率31.8%ということで3分の1の合意、2つ目としましては、適用使用者比率で見ますと81分の5ということでわずか6.2%の事業所の合意を得て申出を出されているということ、3つ目としまして、そこに載っている数字で平均的労働者数を試算してみると、合意された5事業所の適用労働者数の平均が231.8人であるのに対して、残りその他の76社の平均は32.7人と、事業所規模で見ますと、相当な格差が伺われるということでございます。

このことから、使用者側として改めて申し上げたいことは、労働協約型の特徴が労使の取り組みを補完するものだということで、決定については労使のイニシアティブによるものだということが言われますが、やはり改正の必要性の判断に当たっては、同業事業者の大多数を占めるところ、申出合意者以外の中小・小規模事業者の状況を十分考慮して判断しなければいけないのでないかと思うところでございます。

そういったところから、中小・小規模事業者の状況というのを述べさせていただきますと、労働側も言われる人材の確保・定着について、慢性的な人手不足があって、これは非鉄金属製造業に限らず幅広い業種で共通する課題でございますが、中でも体力面等で劣る中小・小規模事業者については、防衛的な賃上げを近年続けてきているのですが、それにも限界があるということで、かなり苦しい状況だという声が寄せられてきております。賃上げ原資確保の鍵とされる価格転嫁について、9月5日の審議会で配布された資料の中に帝国データバンクの資料がございました。調査結果もございましたが、それを見ましても、全体の価格転嫁率は依然40%台で、原材料費が50%くらいに上るのに対して人件費は30.6%に留まっているという内容でした。個別事業者に聞き取りなどを行いましても、他の調査を見ても大体同じような結果だと思っております。

また、この夏に私どもで中小企業労働実態調査というものを全国中央会と一緒にやっているのですが、そういったものを見ましても、小規模の事業所では、より一層、価格転嫁が難しくて、なかなか賃上げのスピードについていくのが困難である状況が伺えるところであります。

長くなりましたが、まとめさせていただきますと、非鉄金属製造業の事業所の多数を占めます小規模事業者の状況を考えたときに、特に今年のよ

うな地域別最低賃金が過去最大の上げ幅で引上げられている状況では、さらにこれを上回る水準まで特定最低賃金を引上げて、これらの中小・小規模事業者に一定の強制力を持って適用するということには同意できず、改正の必要性は無いと考えるところでございます。以上です。

(会長) ありがとうございました。非鉄金属製造業最低賃金については、改正の必要性の有無について審議してまいりましたが、全会一致で必要性有りとの結論には至っておりません。また、全会一致で必要無しとの結論にも至っていないということですので、残念ながらこれ以上審議を重ねても全会一致に至る見込みは厳しいのではないかと思われます。「全会一致に至らないので、必要性有りとの結論に達し得なかった。」との取りまとめとざるを得ませんがいかがでしょうか。

《異議なしの声》

(会長) それでは、非鉄金属製造業最低賃金改正の必要性の有無について、「全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった。」旨の答申を行うことといたしますがよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(会長) それでは全会一致に至りませんので、その内容を答申することといたします。

次は、これまでの流れですと電子部品等製造業の順番になりますが、労働者側委員からの要望により、計量器等製造業の審議をさせて頂くことします。

それでは、計量器等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、労働者側より御意見をお伺いします。

(松本委員) 労働者側委員の松本です。すみません、この後どうしても外せない予定がありましたので、順番を入れ替えさせていただきました。御了承ください。

私の方から、田崎委員から提示いただいた資料の一番後ろの端的な資料ということで提示させていただきました。例年も準備させていただいているのですが、福島県で作成しているデータで見る福島県ということで、令和7年度版の資料を提示させていただいております。福島県のデータあれこれランキングベスト3ということで記載されていますが、測量機械器具

の部品出荷額、写真機・映画用機械の部品出荷額というところでは、全国において、この産業で全国で1位の出荷額を誇っているということがわかるかと思います。こういったデータは、一番下に記載されているとおり総務省・経済産業省の経済構造実態調査からこういったものをデータとして洗い出して、しっかりと根拠の下、提示されていることかと思います。また、測量機器・精密機械に関連して、本県の特定最低賃金には含まれていませんが、医療用機械器具、同器具部品等の出荷額も全国で1位をということで、我々の構成組合の中にも医療機器を製造しているところがありますので、そういった意味ではつながりは深いのかなということで、そういった意味でこの産業の福島県における1つの魅力、主要産業と位置付けられているのではないかと思っているところでございます。

また、前回、参考人意見陳述でリズム労働組合の執行委員長の星様より御発言いただいた内容としまして、事業所内で非正規社員、パート社員も正社員と同様の業務の教育を受け作業をしている、その産業を支えている一人の作業者という位置づけで、しっかりとスキルを磨いて、その企業の生産に寄与しているということでございますので、もちろん非正規社員がいなければ成り立たないというところであります。そういった意味でも、同一労働同一賃金という文言も最近よく飛び交うようになってきていますが、そういった正社員と非正規の格差の底上げとともに、平準化して諂つていきたいなというところでございます。

また、今回は資料として提示しておりませんが、他の県でも、福島県の計量器・精密機械と同様の特定最低賃金を設定している県においても、すでに審議入りを経て審議をしている県もございます。そういった意味で、全国的にもそういった審議が進んでいるというところでは、福島県としても、底上げに向けた取り組みを諂っていただきたいと思うところでございます。

先ほど、鈴木委員からもございました価格転嫁、経営が厳しいということ、物価上昇、人件費の高騰、エネルギーの高騰とか、そういったところも労働側としても十分に理解しているつもりではございます。そういった中で、価格転嫁は中小企業については取り組みにくいところではありますか、県としてもよろず支援とか、そういった窓口を利用するという取り組

みも我々からも発信しながら取り組んでおります。さらに、我々の構成組合の中でも、価格転嫁についてはしっかりと進んでいるところは進んでいるという実態がございます。担当者に任せることではなく社長やある程度権限のある方が自ら会社に足を運んで、そういう取組みを行っている、やはり一般的の従業員の方での権限では限界があるということを認識したうえで、自ら取り組んでいる企業においては、正直なところ、本当に利益を上げている、そのおかげで賃上げもしっかりと行っているという実態もございます。価格転嫁が出来ないのか、それとも、取り組んでいるけど出来ないのか、そもそも取り組んでいない中で出来ないと言っているのか、様々な企業があるかと思います。そういったところも、しっかりと成功している企業さんの取組みの事例なんかも共有出来るような仕組みを検討する場も整えていただきながら、着実にそういった雰囲気を県内でも広げていくことが大事なのではないかと思っております。

しっかりと当該労使で実態に基づいた議論を踏まえたうえで、審議の中で必要性有と必要性が無いのかということも踏まえて、その産業の実態についての議論も進めさせていただきたいなということで、審議入りさせていただきたいと思っておりますので、前向きに御検討いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(会長) ありがとうございました。次に使用者側より御意見をお伺いします。

(金子委員) 使用者側委員担当の金子でございます。

出荷額というのは大変理解しております。ただ、地賃の上げ幅があまりにも急速に、ここ2、3年上がっているということを考えますと、やはり、計量器の条件である公正競争が確保されていないことについては、1,033円の地賃が公正競争の確保をしていると判断します。

従いまして、必要性無しと主張させていただきます。以上です。

(会長) ありがとうございます。計量器等製造業最低賃金について、改正の必要性の有無について、審議してまいりましたが、全会一致で必要性有りとの結論には至らず、また、全会一致で必要無しとの結論にも至っておりません。

これ以上審議を重ねても全会一致に至る見込みは厳しいのではないかと思われます。「全会一致に至らないので、必要性有りとの結論に達し得

なかった。」との取りまとめとせざるを得ませんがいかがでしょうか。

《異議なしの声》

(会長) それでは、計量器等製造業最低賃金改正の必要性の有無について、「全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかつた。」旨の答申を行うことといたしますがよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(会長) それでは全会一致に至りませんので、その内容を答申することといたします。

次に、電子部品等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、労働者側より御意見をお伺いします。

(塩澤委員) 労働側代表の塩澤から述べさせていただきます。

まず、特定最低賃金における改正の必要性有無についての議論については、これまで労使の主張、それから参考人による意見陳述など、様々な機会をいただきありがとうございます。そして本日もこのような形で、データなども含めながら主張させていただく機会をいただきました。感謝申し上げます。

電機産業における内容ですが、先ほど田崎委員からの福島県の鉱工業指數月報なども見ていただくと、4ページの9月分の速報に概況などもありますが、「生産を産業別にみると」という部分については、電気機械工業が大きく飛躍している数字もありますし、7ページの中段に電子部品・デバイス工業のところがありますけれども、生産指数や出荷のところについては上昇と出ております。当然、出荷が増えれば在庫指数は低下する状況下であるということが、直近の状況を見てもわかります。

それに加えて、先ほどの資料の中に電機産業における全国との比較状況などもありますから、よければそちらを見ていただきたいと思います。表と、表の部分から棒グラフに表しながら、目で見れるような部分も加えていますので、両方見ていただきながら御説明させていただきます。

表で言いますと、上段から7番目に福島県がございます。こちらは30人以上の部分で事業所をまとめておりますけれども、従業員数で言いますと30人以上の事業所で29,000人、30人以下のところを加えますと3万人を超える方が、福島県の電機産業に従事されています。従業員

数だけで見ても全国で見ると 10 番目くらいに多いということがわかります。次に製造品出荷額を表しております。1兆を超える生産額が福島県で生まれているということがわかります。全国で見ても上位 20 位以内に入っている産業であるということが理解いただけると思います。生産額についてもそのような形になっており、当然、付加価値額においても全国の電機産業に携わる業界においても 20 位以内に入っています。

表にはありませんが、福島県の製造業の中における電機産業が占める割合ですが、福島県の製造業の従業者数は 12 万人強ほどいらっしゃいます。その中で約 3 万人、23% 強が電機産業に携わっています。このことから、県内における主要産業の 1 つということも見受けられるのではないかと思います。製造品出荷額、生産額においても福島県の中においては、全体が 5 兆円強でございますから、そのうちの 1 兆円強と考えると 23.14%、出荷額も 23% 強を占めているということになります。

そういうことも踏まえて、主要な産業における特定最低賃金の内容は、改定の必要性があるのではないかと思います。

昨今言われている人手不足というのは、年齢や雇用形態に固定されることなく大きな課題になっております。これは労使共通の課題認識だと思いますので、そういうことも考えると地域別最低賃金の引上げは理解するものの、さらに産業における人材確保を考えると、しっかりと特定最低賃金を引上げをしながら、競争力をつけていくことも必要ではないかと思いますので、そのようなことも踏まえて、改定への必要性を主張させていただきます。以上です。

(会長) ありがとうございます。次に使用者側より御意見をお伺いします。

(安達委員) 電子部品等製造業の使用者側代表の安達でございます。

まず、電子部品等製造業の特定最低賃金の改正の必要性については、これまでどおり必要性は無しと考えております。その理由でございますが、やはり、地域別の最低賃金の動向、これだけの上昇の金額とスピードは今まで経験していないような状況になっていると考えるべきではないかと考えております。そして、そのような状況下で、従来どおりの特定最低賃金の制度自体が時代に合わなくなってきたいるのではないかと思っております。これまでのよう地域別最低賃金が低い水準で推移していって、上昇

の幅もそんなに高くないような状況であれば、特定最低賃金の存在意義もそれなりにあったのではないかと思いますが、これだけ時代が変わっているときに、特定最低賃金設定の根拠であります労働条件の向上というのは、既に1,033円という高い水準に地賃が来ておりますので、労働条件の向上ということは十分に満たしているし、公正競争を阻害するということにはならないと考えております。それから、特定最低賃金の制度自体が形骸化しつつあると考えておりますので、速やかに見直したり廃止したりすべきだと思っております。

あと、電子部品製造業の皆様方にも意見を聞きましたが、やはり、約90%、88%の企業がこれだけ地賃が上がっているので特定最低賃金の必要性、改正の必要性は無いという回答をいただいております。企業の声としましては、地賃が上がっているので十分だということ、それから電子部品等の分野は他の業種と比べても、発注関係の価格転嫁をしていただくようなことが難しいというようなことも聞かれます。それから、地賃がだいぶ上がっているということもあって、働いている方が労働時間を削っている、扶養の範囲内で働いているので人手不足の解消につながっていないという話もありました。それから、価格転嫁につきましても、今ほどお話ししたように、価格交渉が非常に厳しい業界で、発注の単価を上げて欲しいというようなことをお願いしてもなかなか応じていただけないこともあるという話も聞かれます。やはり、そういった状況の中で、時代が少しずつ変わってきてているということもあり、電子部品等製造業について特定最低賃金の改正の必要性というのは無しということでございます。

この業界自体を否定するということではなくて、電子部品というのは福島県の産業にとって、従事している労働者もたくさんいるということは十分わかってますが、小さい企業とその格差もありますので、これから中小企業においても、稼ぐ力を十分つけるように、新しい分野に挑戦できるように、そういったことを行政としても支援していただくことを期待したいと思っているところでございます。

電子部品等の特定最低賃金の改正の必要性については無しということで考えております。以上でございます。

(会長) ありがとうございます。電子部品等製造業最低賃金について、全会一致

で必要性有りとの結論には至らず、また、全会一致で必要無しとの結論にも至っておりません。

残念ながらこれ以上審議を重ねても全会一致に至る見込みは厳しいのではないかと思われます。「全会一致に至らないので、必要性有りとの結論に達し得なかった。」との取りまとめとせざるを得ませんがいかがでしょうか。

《異議なしの声》

(会長) それでは、電子部品等製造業最低賃金改正の必要性の有無について、「全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった。」旨の答申を行うことといたしますがよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(会長) それでは全会一致に至りませんので、その内容を答申することといたします。

次に、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、労働者側より御意見をお伺いします。

(高橋委員) 労働側委員高橋でございます。よろしくお願ひします。

輸送用機械器具製造業として今回申し上げるのは、まずは鉱工業指数の速報から申し上げさせていただきますと、4ページ、生産につきましては輸送用機械器具製造業は+3.5%ということで、プラスの方に推移しておりますし、7ページの輸送機械工業としては、令和4年からのグラフを見ていただければずっと右肩上がりという状況でございますので、極端に生産が落ちているとか、景気が思わしくない状況にはない、生産的にしっかりと出て来ているということです。あとは、個別で提示させていただいた資料になりますが、製造業における自動車の位置ということで、福島県の立ち位置をお示しした表になります。上から7番目に福島県がございますが、従業員の数は全国的に19位、出荷額21位、生産額21位、付加価値額16位ということで、全国で引けを取るような状況ではなく、福島県の主要産業であるということは御存じのとおりかと思います。全国で見ても自動車産業が裾野の広い産業であり、我々もその一端を担っているということでございます。

特に、福島県の地域別最低賃金の引上げ額が大幅に上がったからという

額が1,033円でございますが、輸送用機械器具の全国的な改定状況ですが、33県にこの輸送用機械器具製造業の特定最低賃金がありますが、今回審議入り出来なかつたのはその中で8県だったのですが、そこを見ると地域別最低賃金が1,100円、1,200円ともう少し高いところにあります。我々が今回改定できなかつた場合は、1,033円ということで、全国で最下位でございます。他県との格差も開くということで、同じ製品を作っているのですが、そこで働く皆さんの賃金は低い、物価は上がっているということで、もらえる額がすくなければおのずと高いところに移行していくということも出てくるということで、輸送用機械器具製造業は、業種的に厳しい生産を強いられている状況でございます。もともと賃金が高くて、働きたいと思う方が多くいらっしゃったのですが、これが一般的なところと大きく変わらなくなってくると、やはり、少しでも条件の良いところを目指すということが実情でございます。

そういうことを考えますと、我々もしっかりとこここの話し合いをしながら、この額を全国の中で適正な配置に持って行って、福島県も輸送用機械器具をしっかりとやっているということを見せていただきたいと思っておりますので、ぜひ、全国最下位の位置だけは避けたい、全国の平均値を持っていくように話し合いもしたい、そういう思いでおりますので、ここで働く皆さんに説明のできる内容として、審議入りしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(会長) ありがとうございます。次に使用者側より御意見をお伺いします。

(佐藤委員) 使用者側代表委員の佐藤でございます。よろしくお願ひします。

福島県において、輸送用機械器具製造業が主要な産業であることについては理解するところでありますが、それゆえに、特定最低賃金として必要性を認める理由はないと思っております。

特賃については、関係労使が労働協約ケースでは労働条件の向上を目的として、公正競争ケースでは公正競争の確保を目的として、基幹的労働者を対象に地賃より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定されておりますが、今年度、地賃がすべての業種において特賃を上回ることになりましたので、特定最低賃金として必要性を認める理由はないと思っております。

今年度の地賃について振り返ってみると、中賃で明確なエビデンスが示されず、また、これも経団連の調査結果ですが、大手企業の春闘5.39%、中小企業の春闘4.35%を超える、かなり高い目安額が示されました。また、福島県の立ち位置についても考慮した金額を上乗せすることにもなり、最終的に+78円で決まりました。県内の中小企業や小規模事業者にとっては影響率で見ると30.89%に高止まりなど、とても厳しい引き上げになったのではないかと思っております。

ここで経営者協会で毎年調査している雇用動向調査があるのですが、いつも9月から10月に調査しまして、まとまるのが11月ということで遅いのですが、この調査結果について御紹介させていただきたいと思います。価格交渉、価格転嫁の状況についてですが、コスト上昇分の販売価格、サービス料金への価格転嫁の状況について、多少なりとも価格転嫁できている企業が85.9%、そのうち80%以上が21.6%、50%以上が23.5%となっております。このうちコスト上昇分の50%以上を販売価格、サービス料金へ価格転嫁出来た企業は45.1%となります。次に30%以上については6.2%、30%未満が34.6%の結果となっております。

次に労務費、コスト上昇分の販売価格、サービス料金への価格転嫁の状況ですが、多少なりとも価格転嫁できている企業が77.6%、そのうち80%以上が12.4%、50%以上が17.4%、30%以上が8.7%、30%未満が39.1%となっております。また、全くできていないが1.2%となっております。

次に価格転嫁が十分に出来ていない・しない理由についてですが、交渉したが発注側企業の理解を得られなかつたが約4割で最多となっております。また、取引停止などの懸念から十分に価格交渉が出来ないも約3割を占める結果となっております。

次に下請取引における発注側企業とのコスト上昇分についての価格交渉の状況ですが、価格交渉できているが65.7%、価格交渉を申し入れたが出来ていないが9.3%、価格交渉の必要があるが申し入れをしていないが10.2%の結果となっております。

次に、最低賃金についての調査結果ですが、政府の目標に対する受け止

め、2020年代に全国平均を1,500円に引き上げることについて、企業努力のみで達成可能が1.5%、企業の努力に加えて政府の支援があれば達成可能が52.9%、企業努力・政府の支援があっても達成は困難または不可能が26.6%の調査結果となっております。

次に、目標を達成するために必要な対策等については、商品やサービスへ価格転嫁出来ることが最多となっておりますが、それだけではなかなか賃上げできませんので、政府に対しては税制の見直し、社会保険料の負担軽減を求めるとの回答結果が多くなっております。

次に、自動車業界の営業利益率、ティア間、完成車メーカーに対して商品を納入する一次下請け、二次下請け、三次下請け、自動車業界においてはティアということで、階層という意味ですが、ティア1、ティア2、ティア3という表現を使っているのですが、ティア1とティア3、ティア4間で4.7倍の差があるということ、また格差が広がっているということが、帝国データバンクが7月14日に公表した、「自動車業界サプライチェーン動向調査結果」からわかつております。自動車業界については、100年に一度の変革期を迎えていよいよと言われておりますし、2018年にはティア1業種の企業数トップが部品製造からソフトウェア開発に交代。また、サプライヤーの営業利益率はコロナ禍前の2018年の3.7%から2024年は1.4%へ低下し、ティア間の格差は1.3倍から4.7倍に広がったということがこの調査結果から分かっております。価格転嫁は自動車業界のサプライチェーン間の中でも進みつつありますが、物価高やトランプ関税の他、金利負担がサプライヤーの経営を圧迫する可能性がありますので、この辺のところについても、政府と一緒に様々な改革に取り組む必要性があるのではないかと思っております。

都道府県別サプライチェーンの企業数ということで、福島県には663社があると、帝国データバンクでは言っているわけですが、完成車メーカーの中でも企業間での格差、トヨタが一強で利益、売上高を伸ばしていますが、日産については報道等で御存じのように苦境に立たされていて大変な部分があります。営業利益率について、規模の大中小、一次下請け、二次下請け、三次下請け間でかなり格差が広がっておりますので、物価高騰、原材料価格の高騰、エネルギー関係費、人手不足で労務費関係も上がって

おりますので、審議の対象としている中小企業・小規模事業者にとっては、賃上げの原資確保が難しいのではないかと思っております。

この営業利益率、皆さんご存じのように企業が本業でどれだけ効率的に利益を上げているかを示す指標となっておりまして、数値が高いほど収益性が高いとされますが、中小企業・小規模事業者は価格転嫁の部分においても、大手に対して物申すことがなかなか出来ないなど、収益性が低く、また三次、四次になるほど帝国データバンクの調査結果でも、なかなか黒字にできないような事業所が数多く存在しますので、この辺のところも考慮していただければと思っております。

最後に、繰り返しになりますが、輸送用機械器具製造業が福島県の中にいて、主要産業の一つであるとは認識しております。労働の対価として支払われる賃金については、労働の結果生み出される付加価値についても考慮すべきであり、また、人材確保の観点からもある程度の賃金水準を確保する必要性については理解しているところであります。しかし、中小企業・小規模事業者の経営環境が好転しない中では、大幅な賃上げ、地賃を上回る賃金の引上げは難しいのではないかと思っております。以上です。

(会長) ありがとうございます。輸送用機械器具製造業最低賃金についても、改正の必要性の有無について審議してまいりましたが、全会一致で必要性有りとの結論には至らず、また、全会一致で必要無しとの結論にも至っておりません。

残念ながらこれ以上審議を重ねても全会一致に至る見込みは厳しいのではないかと思われます。「全会一致に至らないので、必要性有りとの結論に達し得なかった。」との取りまとめとせざるを得ませんがいかがでしょうか。

《異議なしの声》

(会長) それでは、輸送用機械器具製造業最低賃金改正の必要性の有無について、「全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった。」旨の答申を行うことといたしますがよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(会長) それでは全会一致に至りませんので、その内容を答申することといたします。

4業種とも必要性有とはならなかつたので、事務局は、準備をお願いします。

(佐藤委員) 会長、一言よろしいでしょうか。

(会長) はい。

(佐藤委員) 本審議会の今後の運営等について、個人的な見解を述べさせていただきたいのですが、来年度からについて、他県においても取り入れている、我々使用者側としては小委員会方式、おそらく労働側としては専門部会方式ということでお考えであるかと思うのですが、小委員会を設置して特定最低賃金の5業種の必要性について検討していくことが良いのではないかと、個人的には思っております。

御検討いただければ幸いです。

(会長) ただいま、使用者側の佐藤委員から、特定最低賃金改正の必要性審議について、来年度以降、専門部会又は小委員会を設置して、議論を行っていきたいとの発言がございましたが、労働者側委員は御意見いかがでしょうか。

(田崎委員) 御意見ありがとうございました。この部分について、しっかりと5業種の様々な意見を交わしながら、内容を深めていくということは非常に大切だと思っておりますので、しっかり話を進めていきたいと考えております。

(高橋委員) 貴重な提案ありがとうございました。今日もお話を聞きした中で、業種間の問題点、今起こっていることについて、この最後の最後の場でお話を聞いた状況で、審議入り出来なかつたわけですが、これを、本来であれば、こういう状況があるから今年はどうするかという話をしなければいけないと思っていまして、そういった専門的なところの話し合いをするためにも、今おっしゃられたような話し合いの機会を作っていくというのは、非常に重要だと思っておりますので、今年は審議入り出来なかつたのですが、来年以降、有意義な話し合いをまずさせていただきながら、そこで、福島県の状況はどうなのか、又は全国を見て福島県でどうなのか、我々の賃金対価を含めてどういう環境にいるのか、そういうことを含めて対応できれば非常にありがたいと思いますので、そういった意味では来年度以降、今おっしゃられたような会の設置に向けて対応できればいいなと思いますので、来年度以降もお願いしたいと思います。ありがとうございました。

(会長) では、来年度からの専門部会又は小委員会設置に向けて、労使双方、どのような体制で行うのか、御協議いただきますよう、お願ひいたします。

体制の決定方法など、今後の進め方につきまして、事務局から委員の皆様に連絡があろうかと思います。事務局には、その対応をお願いするとともに、皆様御協力をお願ひいたします。

それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申を行います。

【会長から局長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配布】

(会長) 事務局は答申文の読み上げをお願いします。

(室長) 【特定最低賃金業種答申文読み上げ】

4 その他

(会長) それでは、その他といたしまして、前回11月14日の審議会において、使用者側佐藤委員から依頼のあった労働局における助成金支給の状況につきまして、事務局から回答をお願いいたします。

(室長) 机上に2つの資料を配布しております。

「賃金引上げに関する政府の支援」という標題のパワーポイント資料と、令和7年11月21日付け事務連絡文書になります。

まず、賃金引上げに関する政府の支援の方をご覧ください。

1ページは、業務改善助成金の支給状況になります。令和7年10月31日現在の件数になりますが、交付申請件数は405件となっています。前年度同時期の件数が409件とほぼ同数となっています。支給件数及び交付決定額については、令和7年度は10月末現在、22件、30,023千円となっています。

2ページは、補正予算案のなかの、「最低賃金引上げに対応した業務改善助成金による中小企業等の賃上げ支援」としましての業務改善助成金の項目になりますが、補正予算案として352億円が計上されております。

3ページは、業務改善助成金以外の助成金の申請・支給状況になります。7年度は10月末現在の数値としております。

4ページに7月末現在の数値がありますので、比較していただきますと、

ほぼすべての助成金が申請件数・支給件数及び支給決定額が増加しております。

5ページは、福島県が実施します賃上げ支援になります。先ほどの事務連絡の方の資料をご覧いただきたいと思いますが、令和7年11月21日付けの都道府県中小企業支援担当部長と労働政策担当部長あての事務連絡となっています。ご覧ください。「本日閣議決定された「『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」において、地域の実情に応じて、困難な状況にある事業者をしっかりと支えるという観点から重点支援地方交付金を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しするなど、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備に向けた取組を強化していくこと」とされ、これを踏まえた中小企業の持続的成長を確保するため、重点的・効果的な賃上げ支援策を講じることを御検討いただきたいという内容になっています。

それを受けまして、「賃金引上げに関する政府の支援」という資料に戻りますが、5ページの下の部分になりますが、福島県は、賃金を増額した中小企業に、労働者1人当たり3万円の支援金を支給するということを決定したということが、報道された内容となっております。以上です。

(会長) ただいまの回答につきまして、佐藤委員、何か御質問等ございますか。

(佐藤委員) 特にありません。

(会長) その他の委員からも御質問等ありますか。

(橋本委員) わかれば教えて欲しいのですが、特賃の電子部品・デバイス・電子回路、東北6県は特賃として設定されているのですが、福島県だけ必要性無しですか。そのような情報はありますか。

(塩澤委員) これで言えば福島県が必要性審議有りにはなっていません。

(橋本委員) 他はなっているのですか。

(塩澤委員) はい。東北6県という意味合いで言いますとそうです。

ただ、電機産業においては、全国47都道府県ありますが、特定最低賃金の議論を踏まえているのは45都道府県です。沖縄と和歌山がこの設定がございません。しかしながら、全国のところを見ると、今ほど使用者側

代表の方からもあったように地域別最低賃金の上昇ということも踏まえて、審議入り出来ていない県もあります。

(会長) ほかに御質問・御意見等ございますか。

(なし)

5 閉会

(会長) 審議を尽くしていただきましたことについて、感謝申し上げます。お疲れさまでございました。今年度、非常に多く、長く続きましたが、以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。